

「火入れ」と「野焼き」について

屋外で火を使うときは、行為の区分と手続きをご確認ください

これは「火入れ」です

村の許可が必要です



● 対象となる行為

- ・ 立木や生えている雑草など、面的な焼却（行政区などが行う大規模なもの）
- ・ 村の森林又は森林の周囲 1km 以内の土地で行う焼却

● 事前の手続き（条例第 2 条）

火入予定期間の開始日の **10 日前まで**に、申請書（様式第 1 号）2 通に、見取図・所有者等の承諾書（必要な場合）・請負契約書の写し（必要な場合）を添えて村役場へ提出。

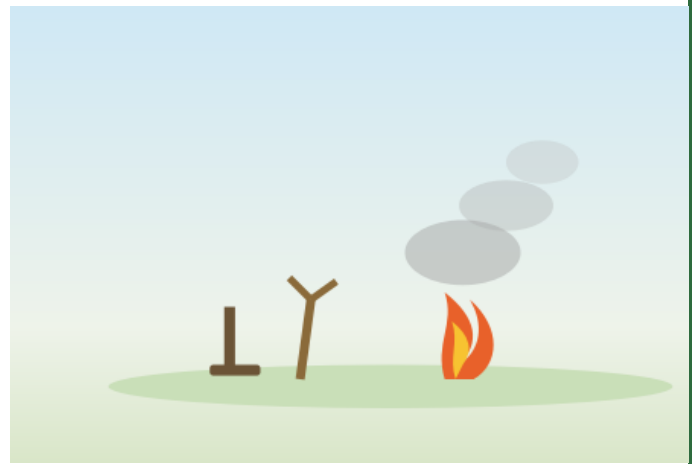
火入地で指揮監督を行う「**火入責任者**」を定め、申請書に明示。

● 許可を受けたあと守ること

許可期間	5 日以内（第 6 条）
許可面積	2ha まで（第 7 条）
防火帯 （第 11 条）	周囲 7m 以上／傾斜地・風下 10m 以上
従事者配置	周囲 20m ごとに 1 名以上（第 12 条）
実施時間	日の出～日没（第 13 条）
事前通知	前日までに村へ（第 8 条）
中止条件	強風・乾燥注意報、火災警報発令時（第 14 条）
連絡体制	村・消防署と確保（第 15 条）
証の返納	終了後速やかに（第 9 条）

これは「野焼き」です

村への申請は不要です



● 対象となる行為

- ・ 刈り取った草・稲わらの焼却
- ・ 果樹の剪定枝の焼却 等

● 村への申請は不要ですが、ご注意ください

- ・ 消防署への届出が必要な場合があるため、実施前に最寄りの消防署へご確認ください
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の焼却は禁止されています
- ・ 例外として認められるのは、どんと焼きなど地域の行事や、農業・林業を営む上でやむを得ない焼却などに限られます
- ・ 家庭ごみの焼却は禁止されています

屋外で火を使う際は、行為の規模・場所により「火入れ」と「野焼き」のいずれに該当するかが異なります。判断に迷う場合は、実施前に村役場産業建設課または最寄りの消防署へお問合せください。

△ どちらの場合も共通のお願い

煙の量・臭い・時間帯に配慮し、近隣住民の迷惑にならないようにしてください。強風の日や空気の乾燥した日は、火災につながるおそれがあるため特にご注意ください。